

国民年金は

ご利用ください
免除制度など

法定免除

生活保護法の生活扶助を受けている人や、障害基礎年金または厚生年金などの障害年金（一級・二級）の受給権者などは届け出によって国民年金保険料が免除されます。

申請免除

所得が少なく保険料の納付が困難な人は、一定の収入（所得）基準を満たせば、申請によって保険料の全額が半額が免除されます。半額免除が承認になった場合は、その半額を納付しないと、未納と同じ扱いになります。失業による免除申請は、失業

年金 Q&A

Q 大学を卒業すれば、会社員として厚生年金保険に加入するので、大学生の間は、国民年金の保険料を納めなくてもいいのですか。

A 二十歳以後保険料を未納にしておくと、在学中のみならず、社会人になって厚生年金保険などに加入してからも一定の期間は、万一障害や死

亡という事故が起きて、障害年金や遺族年金を受けられないことがあります。

Q 二十五年間保険料を納めたので年金を受ける資格ができました。もう納めなくてもいいのですか。

A たとえ、年金を受ける資格がある人でも、六十歳になる前月まで保険料を納める義務があります。また、満額の老齢基礎年金を受けるためには、加入可能年数すべて保険料を納めなければなりません。

を確認できる「雇用保険受給資格者証」か「雇用保険被保険者離職票」も申請書と合わせて提出してください。

なお、免除申請には、申請者・その配偶者・世帯主それぞれの、その年度の源泉徴収票などが必要となりますので、申告をしていない人は済ませてください。また、前記の人が、一月二日以降に本市に転入している場合、一月一日の住民登録地の市町村

役場からそれぞれの所得証明書（各種の控除が分かる物）を取り寄せ、提出してください。

学生納付特例

二十歳以上の大学生などで、次の二つの条件を満たせば納付が猶予されます。
大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、その他の教育施設に在学する学生、夜間（定時制）課程、通信制課程の学生など。

保険料の追納

申請免除・学生納付特例の承認を受けた期間の保険料は、その後、保険料を納められるようになったとき、十年以内であれば、さかのぼって納めることができます。この場合、二年を過ぎると当時の保険料に加算額が追加されます。

なお、免除期間の一部を追納する場合は、早い月の分から行います。免除期間と学生納付特例期間がある場合は、学生納付特例期間の分が先になります。

年金相談会

日時 11月6日（12日）、午前8時30分～午後7時（6日・7日は午後5時まで） 会場 前橋社会保険事務所（国領町二丁目）

問い合わせは国保年金課

890 6254、前橋

社会保険事務所 231

1705、新前橋年金相談

サービスセンター（古市町

一丁目） 254 133

3へ。

年金の請求先

請求する年金

請求先

老齢基礎年金	第1号被保険者期間のみの場合	市役所
	第2号・第3号被保険者期間を含む場合	社会保険事務所
障害基礎年金	第1号被保険者期間に初診日がある場合	市役所
	第3号被保険者期間に初診日がある場合	社会保険事務所
遺族基礎年金	第1号被保険者期間に死亡した場合	市役所
	第3号被保険者期間に死亡した場合	社会保険事務所

第1号被保険者...農業・自営業者・学生など

第2号被保険者...会社員・公務員など

第3号被保険者...第2号被保険者に扶養されている配偶者